

整理番号	消防-法不-44
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬庫の技術基準適合命令
概要	市長は、火薬庫の構造、位置及び設備が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第14条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	火薬類取締法第14条第2項 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第12条第3項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	